

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

<資産証券化商品> リフォーム・ソーラーローン債権信託受益権 201812(契約番号 00012883)

【新規】

信託受益権格付	
A号優先受益権	A A A
B号優先受益権	A A A
メザニンⅠ-1 受益権	A
メザニンⅠ-2 受益権	A-
メザニンⅡ 受益権	A-
劣後受益権	A-

■格付事由

本件は、リフォーム・ソーラーローン ABS に対する格付である。

1. スキームの概要

- (1) オリジネーター兼サービサー（オリジネーター）は、多数の個人または法人に対して有するリフォーム・ソーラーローン債権（対象債権）を三井住友信託銀行株式会社（受託者）に信託し、受託者はオリジネーターを当初受益者として A 号優先受益権、B 号優先受益権（あわせて優先受益権と総称）、メザニンⅠ-1 受益権、メザニンⅠ-2 受益権、メザニンⅡ 受益権および劣後受益権を交付する。オリジネーターは優先受益権を投資家に譲渡し、劣後受益権は引き続き保有する。
- (2) 対象債権の信託設定に際し、オリジネーターは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（動産・債権譲渡特例法）第4条第1項に定める登記により第三者対抗要件を具備する。
- (3) オリジネーターは信託事務委任契約に基づき、サービサーとして対象債権の回収を代行し、その回収金を毎月受託者に引き渡すほか、一定の金額を上限に貸倒債権の買戻しを行う。回収期間中、これらの回収金及び買戻し代金により各受益権の元本の償還と配当の支払いが行われる。
- (4) 本件では信用補完・流動性補完措置として、優先劣後構造、現金準備金の設定が採用されている。なお、バックアップサービサーの設置は当初留保されている。

2. 仕組み上の主たるリスクの存在

(1) 対象債権の貸倒リスク・キャンセルリスク

オリジネーターが保有するリフォーム・ソーラーローン債権の債務者について、破産・支払遅延等が発生した場合や、リフォームローン実行後にキャンセルが発生した場合に、債権の回収が予定通り行われないリスクがある。このリスクに対して、代位弁済率等の過去実績にもとづき、優先受益権ないしメザニンⅠ-2 受益権についてそれぞれ必要とされる劣後水準を設定している。対象債権には適格要件が設定されているため、母体債権より質の劣る債権が譲渡されていることはないと判断される。

(2) サービサーの信用悪化に係るリスク

- ① コミシングリング・リスク

対象債権からの回収金はサービサーのもとに約 50 日間滞留した後、受託者に送金される。オリジネーターが万一破綻した場合、回収金がオリジネーターの資産と混同され、引き渡しは予定通り行われないうリスク（コミングリング・リスク）が生じうるが、本件では当月の約定返済金相当額を仮払金として引き渡すことにより、コミングリング・リスクを縮減する方策がとられている。これに加え、劣後受益権の一部がコミングリング・リスク対応信用補完となっている。

② バックアップサービサー体制

オリジネーターに関して、信託債権回収金等の送金義務の懈怠など信託事務委任契約解除事由が発生した場合、受託者は現サービサーへの事務委任を解除することができる。

本件では、当初バックアップサービサー（BUS）の設置は留保されているが、信託契約においてバックアップサービサー設置事由が発生した場合、受託者はサービシング業務の遂行を行うに足る業務遂行能力を備えていると客観的かつ合理的に認められる第三者を BUS として選任し、当該第三者との間でバックアップサービシング契約を締結し、サービシング業務の現サービサーへの委託が解除された場合におけるサービシング業務の承継に関する事務および承継後のサービシング業務の遂行を委任することとされている。

(3) 信託内のキャッシュフロー不足リスク

本件では、流動性補完措置として信託報酬、優先受益権ないしメザニンⅡ受益権にかかる予定配当およびバックアップサービサーが発動した場合のサービシング手数料の一定期間分ならびに引継費を現金準備金として当初から準備している。

3. 格付評価のポイント

(1) 優先受益権/メザニンⅠ－1 受益権/メザニンⅠ－2 受益権

① 損失、キャッシュフロー分析および感応度分析

本件分析は、代位弁済率（貸倒とキャンセルが含まれる）・期限前返済率等のヒストリカルデータ及び詳細な属性データを分析しキャッシュフロー上の特徴を考慮し、劣後部分の水準がキャッシュフローの予想損失・予想回収額・債務者の分散度に比して十分か否かを主要なポイントとした。

代位弁済率についてはダイナミックデータなどから算出されたベース代位弁済率に対して今後の見通しを勘案して一定のストレスをかけてキャッシュフローを分析した（ストレス考慮後の想定代位弁済率は AAA・A・A-でそれぞれ 0.326%・0.258%・0.247%）。本件証券化では貸倒債権の内、長期延滞債権の計上基準として 2 ヶ月超延滞が採用されている。また、一部の受益権については一定期間経過後はさらに保守的な想定を行っている。

期限前返済率についてはダイナミックデータなどから算出されたベース期限前返済率を算出し、今後の見通しを勘案して一定のストレスをかけてキャッシュフローを分析した。なお、期限前返済率がゼロとなるケースも合わせて計算し、保守的な結果を採用している。

本件で設定されている劣後金額は上述のストレスを考慮して計算された、本件で必要とされる劣後金額の水準を上回っており、優先受益権、メザニンⅠ－1 受益権およびメザニンⅠ－2 受益権について、それぞれの格付相当のリスクの範囲内で元本償還・配当支払を行うのに十分な水準であることを確認している。

以下の前提のもとで、期中に貸倒率がベースレートを上回って変化することを仮定とした感応度分析を行った。

(前提)

- ・ 評価時点は信託開始日時点
- ・ 算定手法は上記と同じ手法

感応度分析の結果、優先受益権に対して採用するベース代位弁済率を 0.121%に移動させた場合には、設定劣後比率を前提とした格付は「AA」となった。メザニンⅠ－1 受益権に対して採用するベース代位

弁済率を 0.111%に移動させた場合には、設定劣後比率を前提とした格付は「BBB+」となった。また、メザニン I - 2 受益権に対して採用するベース代位弁済率を 0.111%に移動させた場合には、設定劣後比率を前提とした格付は「BBB」となった。

(2) メザニン II 受益権/劣後受益権

① 損失、キャッシュフロー分析および感応度分析

オリジネーターは貸倒債権を一定の上限額まで買い戻すこととなっており、「A-」の格付に対応する貸倒・キャンセルのリスクをカバーしている。また、回収金のコミングリングおよび現金準備金の毀損は、オリジネーターが破綻した際に発生するものである。

以上より、メザニン II 受益権の信託期間満了日までの満額の元本償還・期日通りの配当支払の可能性、および劣後受益権の信託期間満了日までの満額の元本償還の可能性は、メザニン I - 2 受益権の格付を上限として、基本的にオリジネーターの信用力に収斂・連動するものと考えられる。オリジネーターの信用力分析を行った結果、信用力が変化すると判断した場合には、メザニン I - 2 受益権の格付を上限として、メザニン II 受益権および劣後受益権の格付も連動して変更される。

メザニン II 受益権および劣後受益権の格付は、上記のとおりオリジネーターの信用力を反映させ決定している。

(3) その他の論点

- ① オリジネーターから受託者への信託譲渡およびオリジネーターから投資家への受益権の譲渡は真正な譲渡を構成するものと考えられる。
- ② 本件の信託口座は、一定の水準以上の短期格付またはこれと同程度の長期発行体格付を JCR から付与されている金融機関に開設されている。
- ③ 関係当事者の本件運営にかかる事務遂行能力に現時点で懸念すべき点はみられない。

以上より、優先受益権、メザニン I - 1 受益権およびメザニン I - 2 受益権の期日どおりの配当の支払いと、信託期間満了日までの元本償還の確実性は、優先劣後構造および法的手当てによってそれぞれ「AAA」、「A」、「A-」と評価できる水準が維持されていると考えられ、優先受益権、メザニン I - 1 受益権およびメザニン I - 2 受益権の格付を「AAA」、「A」、「A-」と評価した。メザニン II 受益権の期日どおりの配当の支払いと、信託期間満了日までの元本償還の確実性は、オリジネーターの信用力に収斂・連動するものと考えられ、メザニン II 受益権の格付を「A-」と評価した。また、劣後受益権の信託期間満了日までの元本償還の確実性は、オリジネーターの信用力に収斂・連動するものと考えられ、劣後受益権の格付を「A-」と評価した。

なお、本格付付与時点においては、優先受益権が互いに同順位の A 号と B 号に分割されたが、劣後比率は予備格付付与時点と同水準であり、格付への影響はないものと判断される。

【裏付資産のキャッシュフロー】

年月	元本返済	利払
2019/01	136,743,137	31,852,476
2019/02	127,666,269	31,590,544
2019/03	126,630,444	31,328,500
2019/04	126,115,973	31,068,071
2019/05	125,774,449	30,808,728
2019/06	125,837,512	30,550,565
2019/07	130,762,945	30,295,332
2019/08	127,377,861	30,041,982
2019/09	122,831,990	29,789,736

年月	元本返済	利払
2029/01	80,702,712	7,565,900
2029/02	77,203,746	7,431,866
2029/03	77,307,866	7,297,746
2029/04	77,417,954	7,163,658
2029/05	77,445,072	7,029,640
2029/06	78,001,062	6,895,650
2029/07	79,973,617	6,761,795
2029/08	79,744,466	6,627,946
2029/09	77,627,801	6,494,025

2019/10	121,160,570	29,539,532
2019/11	120,157,089	29,292,352
2019/12	121,499,946	29,047,584
2020/01	126,642,751	28,805,065
2020/02	118,012,502	28,564,011
2020/03	116,977,828	28,324,845
2020/04	116,319,689	28,087,249
2020/05	116,120,110	27,851,128
2020/06	116,754,812	27,615,824
2020/07	121,169,979	27,381,607
2020/08	118,849,738	27,148,291
2020/09	114,416,377	26,915,352
2020/10	113,210,892	26,684,737
2020/11	112,678,650	26,456,512
2020/12	114,427,549	26,229,623
2021/01	119,220,526	26,003,446
2021/02	112,118,199	25,777,773
2021/03	111,956,544	25,552,628
2021/04	111,851,469	25,327,903
2021/05	111,673,291	25,103,481
2021/06	112,818,420	24,879,752
2021/07	116,428,886	24,655,986
2021/08	115,369,693	24,432,379
2021/09	110,162,892	24,208,733
2021/10	108,384,454	23,989,559
2021/11	107,638,024	23,774,129
2021/12	109,440,499	23,560,554
2022/01	113,391,716	23,347,337
2022/02	108,175,844	23,134,109
2022/03	108,309,071	22,920,882
2022/04	108,472,288	22,707,665
2022/05	108,685,491	22,494,462
2022/06	109,779,060	22,281,193
2022/07	112,872,256	22,067,997
2022/08	112,146,617	21,854,736
2022/09	109,081,667	21,641,586
2022/10	108,536,774	21,429,338
2022/11	108,310,488	21,218,324
2022/12	110,290,893	21,008,119
2023/01	113,828,142	20,797,970
2023/02	109,039,219	20,587,793
2023/03	109,121,752	20,377,660
2023/04	109,281,787	20,167,625
2023/05	109,476,643	19,957,569
2023/06	110,455,672	19,747,540
2023/07	113,029,436	19,537,676
2023/08	112,730,249	19,327,963
2023/09	106,106,962	19,118,264
2023/10	102,869,204	18,915,601
2023/11	100,342,976	18,719,048
2023/12	101,461,796	18,527,540

2029/10	77,564,571	6,360,726
2029/11	77,411,228	6,227,719
2029/12	78,288,895	6,095,189
2030/01	81,103,981	5,963,103
2030/02	77,603,040	5,831,044
2030/03	77,705,178	5,698,906
2030/04	77,837,291	5,566,793
2030/05	77,831,654	5,434,730
2030/06	78,367,246	5,302,738
2030/07	80,362,021	5,170,863
2030/08	80,048,297	5,038,987
2030/09	77,720,335	4,907,187
2030/10	77,372,157	4,776,272
2030/11	77,143,249	4,646,223
2030/12	78,085,099	4,516,773
2031/01	80,823,390	4,387,582
2031/02	77,361,053	4,258,419
2031/03	77,460,193	4,129,279
2031/04	77,589,362	4,000,110
2031/05	77,641,577	3,870,995
2031/06	78,155,767	3,741,905
2031/07	79,957,744	3,612,928
2031/08	79,793,854	3,483,918
2031/09	77,470,171	3,354,970
2031/10	77,174,669	3,227,123
2031/11	76,811,165	3,099,907
2031/12	77,539,386	2,973,449
2032/01	79,974,784	2,847,555
2032/02	76,817,596	2,721,743
2032/03	76,881,489	2,595,850
2032/04	76,972,494	2,470,045
2032/05	77,002,897	2,344,273
2032/06	77,503,114	2,218,756
2032/07	79,287,888	2,093,282
2032/08	79,110,387	1,967,783
2032/09	77,045,999	1,842,389
2032/10	76,625,888	1,717,698
2032/11	76,089,391	1,593,966
2032/12	76,868,954	1,471,603
2033/01	79,237,037	1,349,620
2033/02	76,110,075	1,227,782
2033/03	76,036,177	1,106,218
2033/04	73,095,190	984,932
2033/05	70,364,491	867,434
2033/06	69,497,280	753,561
2033/07	69,894,655	641,368
2033/08	68,087,985	530,721
2033/09	48,689,191	421,966
2033/10	30,165,242	342,977
2033/11	12,744,600	294,067
2033/12	3,754,944	273,454

2024/01	104, 773, 733	18, 337, 003
2024/02	100, 396, 194	18, 146, 542
2024/03	100, 456, 697	17, 956, 039
2024/04	100, 641, 989	17, 765, 547
2024/05	100, 832, 402	17, 575, 134
2024/06	101, 693, 184	17, 384, 652
2024/07	104, 233, 590	17, 194, 246
2024/08	104, 033, 953	17, 003, 883
2024/09	100, 902, 956	16, 813, 513
2024/10	100, 551, 168	16, 624, 351
2024/11	100, 343, 402	16, 436, 235
2024/12	101, 924, 699	16, 248, 896
2025/01	105, 167, 808	16, 061, 787
2025/02	100, 826, 946	15, 874, 649
2025/03	100, 984, 030	15, 687, 565
2025/04	101, 137, 206	15, 500, 389
2025/05	101, 324, 297	15, 313, 298
2025/06	102, 151, 364	15, 126, 231
2025/07	104, 698, 495	14, 939, 100
2025/08	104, 335, 487	14, 752, 108
2025/09	100, 998, 966	14, 564, 996
2025/10	100, 427, 303	14, 379, 859
2025/11	99, 747, 398	14, 196, 130
2025/12	101, 233, 065	14, 013, 863
2026/01	104, 535, 718	13, 831, 710
2026/02	100, 209, 728	13, 649, 700
2026/03	100, 355, 703	13, 467, 725
2026/04	100, 527, 191	13, 285, 637
2026/05	100, 699, 585	13, 103, 643
2026/06	101, 511, 172	12, 921, 756
2026/07	103, 953, 145	12, 739, 783
2026/08	103, 635, 046	12, 557, 882
2026/09	100, 878, 899	12, 376, 007
2026/10	100, 571, 096	12, 195, 122
2026/11	100, 391, 283	12, 015, 035
2026/12	101, 719, 601	11, 835, 717
2027/01	104, 944, 426	11, 656, 692
2027/02	100, 757, 424	11, 477, 694
2027/03	100, 906, 448	11, 298, 670
2027/04	101, 085, 364	11, 119, 754
2027/05	101, 259, 202	10, 940, 716
2027/06	101, 955, 500	10, 761, 718
2027/07	104, 379, 959	10, 582, 959
2027/08	103, 951, 112	10, 404, 206
2027/09	101, 581, 801	10, 225, 517
2027/10	101, 183, 804	10, 047, 190
2027/11	100, 875, 081	9, 870, 137
2027/12	102, 184, 100	9, 694, 023
2028/01	105, 323, 835	9, 518, 288
2028/02	101, 233, 509	9, 342, 614
2028/03	101, 379, 231	9, 166, 892

2034/01	3, 855, 976	267, 422
2034/02	3, 766, 986	261, 412
2034/03	3, 773, 022	255, 376
2034/04	3, 764, 746	249, 352
2034/05	3, 770, 740	243, 358
2034/06	3, 776, 743	237, 355
2034/07	3, 827, 737	231, 361
2034/08	3, 838, 744	225, 354
2034/09	3, 794, 753	219, 345
2034/10	3, 800, 749	213, 349
2034/11	3, 806, 746	207, 352
2034/12	3, 812, 744	201, 354
2035/01	3, 913, 752	195, 346
2035/02	3, 824, 756	189, 342
2035/03	3, 830, 753	183, 345
2035/04	3, 836, 754	177, 344
2035/05	3, 842, 752	171, 346
2035/06	3, 848, 748	165, 350
2035/07	3, 899, 743	159, 355
2035/08	3, 910, 755	153, 343
2035/09	3, 866, 758	147, 340
2035/10	3, 848, 531	141, 356
2035/11	3, 854, 501	135, 386
2035/12	3, 822, 478	129, 431
2036/01	3, 923, 383	123, 526
2036/02	3, 834, 284	117, 625
2036/03	3, 840, 179	111, 730
2036/04	3, 846, 077	105, 832
2036/05	3, 840, 279	99, 930
2036/06	3, 825, 565	94, 044
2036/07	3, 832, 613	88, 196
2036/08	3, 820, 203	82, 406
2036/09	3, 375, 285	76, 628
2036/10	2, 949, 449	71, 512
2036/11	2, 645, 035	67, 064
2036/12	2, 013, 765	63, 110
2037/01	2, 016, 701	60, 174
2037/02	2, 019, 647	57, 228
2037/03	2, 022, 585	54, 290
2037/04	2, 025, 528	51, 347
2037/05	2, 028, 473	48, 402
2037/06	2, 031, 415	45, 460
2037/07	2, 034, 359	42, 516
2037/08	2, 037, 292	39, 583
2037/09	2, 024, 343	36, 636
2037/10	2, 027, 256	33, 723
2037/11	2, 030, 172	30, 807
2037/12	2, 020, 096	27, 891
2038/01	2, 022, 988	24, 999
2038/02	2, 025, 878	22, 109
2038/03	2, 028, 770	19, 217

2028/04	100,199,294	8,991,188
2028/05	98,484,981	8,817,302
2028/06	98,275,594	8,645,704
2028/07	99,491,568	8,475,437
2028/08	98,108,741	8,306,616
2028/09	89,266,560	8,139,052
2028/10	83,837,108	7,983,384
2028/11	78,697,159	7,837,272
2028/12	77,905,635	7,699,977

2038/04	2,031,663	16,324
2038/05	1,771,225	13,425
2038/06	1,745,921	10,877
2038/07	1,748,421	8,377
2038/08	1,750,930	5,868
2038/09	1,297,377	3,368
2038/10	694,609	1,531
2038/11	391,371	555

【予定償還スケジュール】

月次パススルー

※ 本件の格付対象にかかる弊社のグリーンボンド評価については、18年12月28日付ニュースリリース 18-D-0897 をご覧ください。

(担当) 荘司 秀行・阿知波 聖人

■格付対象

【新規】

対象	発行額	劣後比率	信託期間満了日*	クーポン・タイプ	格付
A号優先受益権	8,610,000,000円	20.8%	2039年12月30日	固定	AAA
B号優先受益権	5,251,000,000円				AAA
メザニンI-1受益権	805,000,000円	16.2%			A
メザニンI-2受益権	525,000,000円	13.2%			A-
メザニンII受益権	1,435,000,000円	5.0%		A-	
劣後受益権	958,037,618円	-	実績配当	A-	

上記発行額の総額：17,584,037,618円

＜発行の概要に関する情報＞

信託開始日	2018年12月27日
優先受益権譲渡日**	2018年12月28日
償還方法	月次パススルー償還（A号優先受益権とB号優先受益権は月次プロラタ償還）、シーケンシャルペイ ※クリーンアップ・コール条項有り
流動性・信用補完措置	優先受益権：優先劣後構造＜劣後比率 20.8%＞および現金準備金 ※劣後比率：1 - 優先受益権元本 ÷ 対象債権元本 メザニンI-1受益権：優先劣後構造＜劣後比率 16.2%＞および現金準備金 ※劣後比率：1 - (優先受益権元本 + メザニンI-1受益権元本) ÷ 対象債権元本 メザニンI-2受益権：優先劣後構造＜劣後比率 13.2%＞および現金準備金 ※劣後比率：1 - (優先受益権元本 + メザニンI-1受益権元本 + メザニンI-2受益権元本) ÷ 対象債権元本 メザニンII受益権：オリジネーターのパーシャルサポートおよび現金準備金 劣後受益権：オリジネーターのパーシャルサポート

上記格付はバーゼルIIに関連して金融庁が発表した『証券化取引における格付の公表要件』を満たしている。

* 本件における事実上の法定最終償還期日

** 本件における事実上の発行日

＜ストラクチャー、関係者に関する情報＞

オリジネーター	イオンプロダクトファイナンス株式会社
アレンジャー	三井住友信託銀行株式会社
受託者	三井住友信託銀行株式会社

<裏付資産に関する情報>

裏付資産の概要	オリジネーターが保有するリフォーム・ソーラーローン債権
裏付資産発生の概要	オリジネーターが自社の業務方法及び与信基準にしたがって、貸出の可否を決定したもの
裏付資産プールの属性	元本残高 17,502,037,618 円 個人・法人別では個人が 99%以上を占め、法人は 1%未満である。債務者は全国に分散しており、1つの都道府県への集中度は比較的小さい。
適格要件（抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> ・オリジネーターによる信託対象債権に係る立替払契約及び加盟店契約の締結及び履行について、オリジネーターの社内規則上必要とされる一切の手続を履践していること。 ・信託対象債権が、適法で、有効かつ拘束力を有し、その条項に従い執行可能な立替払契約及び加盟店契約に基づき発生したリフォーム・ソーラーローン債権であること。 ・信託対象債権に係る立替払契約の無効、取消、解除（中途解約を含む。）若しくは更改、信託対象債権の弁済、相殺若しくは免除、その他信託対象債権の全部又は一部を消滅せしめ、又は約定支払日において債務者が支払を拒みうる何らの抗弁及びかかる抗弁の原因となる事由が存在せず、かつ、債務者がかかる主張をしていないこと。 ・信託対象債権のリフォーム・ソーラーローン債務者が割賦販売法に基づく法定の権利を行使して信託対象債権の支払を拒みうる、又は対象商品等に関する信託対象債権のリフォーム・ソーラーローン債務者と信託対象債権に係る販売加盟店との間の対象商品等に関する売買契約を解除若しくは解約しうる、何らの抗弁及びかかる抗弁の原因となる事由が存在せず、かつ、リフォーム・ソーラーローン債務者がかかる主張をしていないこと。 ・信託対象債権が貸倒債権又は延滞債権に該当しないこと。 ・締切日において、信託対象債権の1債務者あたりの元本金額が 30 百万円以下であること。 ・信託対象債権は、オリジネーターが保有するリフォーム・ソーラーローン債権のうち信託対象債権としての適格を有するものの中から、無作為に抽出されたものであること。 ・信託対象債権の約定支払日が毎月 7 日であること。 ・信託開始日において、1 回以上の信託対象債権の返済履歴があること。 ・信託開始日において、信託対象債権の残存支払回数 は 2 回以上 240 回以下であること。
加重平均金利	2.09%

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2018 年 12 月 28 日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉山 成夫
主任格付アナリスト：荘司 秀行
3. 評価の前提・等級基準：

評価の前提および等級基準については、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014 年 1 月 6 日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：

本件信用格付の付与にかかる方法（格付方法）の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp>) の「格付関連情報」に、「割賦債権・カードショッピングクレジット債権」（2014 年 6 月 2 日）の信用格付の方法として掲載している。回収金口座や倒産隔離など他の付随的な論点についても上記のページで格付方法を開示している。
5. 格付関係者：

（オリジネーター等）	イオンプロダクトファイナンス株式会社
（アレンジャー）	三井住友信託銀行株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：

本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。JCR は、格付付与にあたって必要と判断する情報の提供を発行者、オリジネーターまたはアレンジャーから受けているが、その全ては開示されていない。本件信用格付は、資産証券化商品の信用リスクに関する意見であって、価格変動リスク、流動性リスクその他のリスクについて述べるものではない。また、提供を受けたデータの信頼性について、JCR が保証するものではない。

本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ① 格付対象商品および裏付資産に関する、オリジネーターおよびアレンジャーから入手した証券化対象債権プールの明細データ、ヒストリカルデータ、パフォーマンスデータ、証券化関連契約書類
 - ② 裏付資産に関する、中立的な機関から公表された中立性・信頼性の認められる公開情報
 - ③ オリジネーターから提供された当該者の監査済財務諸表
 - ④ オリジネーターに関する、当該者が対外公表を行っている情報

⑤ その他、オリジネーターに関し、当該者から書面ないし面談にて入手した情報

なお、JCRは格付申込者等から格付のために提供を受ける情報の正確性に関する表明保証を受けている。

8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：

JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、いずれかの格付関係者による表明保証もしくは対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。

9. 資産証券化商品の情報開示にかかる働きかけ：

(1) 情報項目の整理と公表

JCRは、資産証券化商品の信用格付について、第三者が独立した立場で妥当性を検証できるよう、裏付資産の種類別に、第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目をあらかじめ整理してホームページ上で公表している。

(2) 情報開示にかかる働きかけの内容及びその結果の公表

JCRは、本資産証券化商品の格付関係者に対し、当該資産証券化商品に関する情報（上記の情報項目を含む。）の開示を働きかけた。

働きかけの結果、格付関係者が公表に同意した情報の項目について、JCRは、格付関係者の委任を受け、格付関係者に代わりここで当該情報を公表する（上記格付事由及び格付対象を参照）。なお、公表に対して同意を得られていない情報の項目については、上記格付事由および格付対象の箇所未公表と表示している。

10. 資産証券化商品についての損失、キャッシュフローおよび感応度の分析：

格付事由参照。

11. 資産証券化商品の記号について：

本件信用格付の対象となる事項は資産証券化商品の信用状態に関する評価である。本件信用格付は裏付けとなる資産のキャッシュフローに着眼した枠組みで付与された格付であって、優先受益権ないしメザニンⅡ受益権に関しては(a)規定の配当が期日通りに支払われること、(b)元本が信託期間満了日までに全額償還されることの確実性に対するものであり、劣後受益権に関しては元本が信託期間満了日までに全額償還されることの確実性に対するものであって、ゴーイングコンサーンとしての債務者の信用力を示す発行体格付とは異なる観点から付与されている。

12. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■ 用語解説

予備格付：予備格付とは、格付対象の重要な発行条件が確定していない段階で予備的な評価として付与する格付です。発行条件が確定した場合には当該条件を確認し改めて格付を付与しますが、発行条件の内容等によっては、当該格付の水準は予備格付の水準と異なることがあります。

■ NRSRO 登録状況

JCRは、米国証券取引委員会定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル